

日 薬 業 発 第 196 号
令 和 2 年 7 月 15 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の取り扱い等につきましては、令和2年7月6日付け日薬業発第185号等にてお知らせしたところです。

保険者の判断により、保険料の徴収猶予・減免等並びに一部負担金の徴収猶予・減免を実施できることとされており、今般、対象となる保険者が示されました。今回の猶予措置の取扱い期間は、令和2年10月末調剤分等まで実施される予定です。

また、①被保険者証等により適用対象地域の市町村であることを確認するとともに、②患者の申し立ての内容を調剤録等に記録しておくことが必要です。さらに患者に対して、後日保険者から確認がある旨を伝えるよう求められています。また、保険薬局等での周知に関して、当該府県ごとにリーフレットが作成されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<対象となる都道府県>

- ・ 岐阜県 ・ 福岡県 ・ 熊本県 ・ 長野県
- ・ 大分県 ・ 鹿児島県

事 務 連 絡
令和2年7月14日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び後期高齢者医療主管課(部)並びに都道府県後期高齢者医療広域連合事務局あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

事務連絡
令和2年7月14日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	中津川市
2		飛騨市
3		郡上市
4		下呂市
5	福岡県	大牟田市
6		八女市
7	熊本県	八代市
8		人吉市
9		水俣市
10		上天草市
11		天草市
12		葦北郡芦北町
13		葦北郡津奈木町
14		球磨郡錦町
15		球磨郡多良木町
16		球磨郡湯前町
17		球磨郡水上村
18		球磨郡相良村
19		球磨郡五木村
20		球磨郡山江村
21		球磨郡球磨村
22		球磨郡あさぎり町
23	荒尾市	

24		玉名市
25		山鹿市
26		菊池市
27		玉名郡玉東町
28		玉名郡南関町
29		玉名郡長洲町
30		玉名郡和水町
31		阿蘇郡南小国町
32		阿蘇郡小国町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	長野県後期高齢者医療広域連合
2	岐阜県後期高齢者医療広域連合
3	福岡県後期高齢者医療広域連合
4	熊本県後期高齢者医療広域連合
5	大分県後期高齢者医療広域連合

別紙2（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

1	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
2	IHIグループ健康保険組合	東京都
3	T&D フィナンシャル生命健康保険組合	東京都
4	愛知製鋼健康保険組合	愛知県
5	あおみ建設健康保険組合	東京都
6	青森銀行健康保険組合	青森県
7	アコム健康保険組合	東京都
8	旭化成健康保険組合	宮崎県
9	味の素健康保険組合	東京都
10	麻生健康保険組合	福岡県
11	アビーム健康保険組合	東京都
12	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
13	イオン健康保険組合	千葉県
14	茨城県農協健康保険組合	茨城県
15	イマジカ健康保険組合	東京都
16	永大産業健康保険組合	大阪府

17	H.U.グループ健康保険組合	東京都
18	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
19	SMBC ファイナンスサービス健康保険組合	愛知県
20	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
21	オークマ健康保険組合	愛知県
22	大阪織物商健康保険組合	大阪府
23	大阪港湾健康保険組合	大阪府
24	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
25	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
26	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
27	オムロン健康保険組合	京都府
28	オリジン健康保険組合	埼玉県
29	科学技術健康保険組合	埼玉県
30	河西工業健康保険組合	神奈川県
31	学研健康保険組合	東京都
32	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
33	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
34	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
35	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
36	キューピー・アヲハタ健康保険組合	東京都
37	共栄火災健康保険組合	東京都
38	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県

39	京都信用金庫健康保険組合	京都府
40	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
41	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
42	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
43	グリコ健康保険組合	大阪府
44	経済団体健康保険組合	東京都
45	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
46	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
47	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
48	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
49	小松製作所健康保険組合	東京都
50	コロナ健康保険組合	新潟県
51	佐藤工業健康保険組合	東京都
52	サノヤス健康保険組合	大阪府
53	山陰自動車業健康保険組合	島根県
54	産業機械健康保険組合	東京都
55	サンデン健康保険組合	群馬県
56	サントリー健康保険組合	大阪府
57	シーガイアフェニックス健康保険組合	宮崎県
58	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
59	ジェーシービー健康保険組合	東京都
60	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県

61	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
62	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
63	島津製作所健康保険組合	京都府
64	シミックグループ健康保険組合	東京都
65	商船三井健康保険組合	東京都
66	神鋼商事健康保険組合	大阪府
67	新生銀行健康保険組合	東京都
68	スクロール健康保険組合	静岡県
69	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
70	ゼロ健康保険組合	神奈川県
71	全日本空輸健康保険組合	東京都
72	全農健康保険組合	東京都
73	全労済健康保険組合	東京都
74	双日健康保険組合	東京都
75	第一三共グループ健康保険組合	東京都
76	大建工業健康保険組合	大阪府
77	大広健康保険組合	大阪府
78	大正製薬健康保険組合	東京都
79	大日本塗料健康保険組合	大阪府
80	太陽誘電健康保険組合	群馬県
81	ダスキン健康保険組合	大阪府
82	千葉県トラック健康保険組合	千葉県

83	千葉県農協健康保険組合	千葉県
84	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
85	電興健康保険組合	東京都
86	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
87	東京医科大学健康保険組合	東京都
88	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
89	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
90	東京港運健康保険組合	東京都
91	東京証券業健康保険組合	東京都
92	東京スター銀行健康保険組合	東京都
93	東京製綱健康保険組合	東京都
94	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
95	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
96	東京都医業健康保険組合	東京都
97	東京都食品健康保険組合	東京都
98	東武鉄道健康保険組合	東京都
99	東プレ健康保険組合	神奈川県
100	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
101	トッパングループ健康保険組合	東京都
102	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
103	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
104	豊田通商健康保険組合	愛知県

105	長瀬産業健康保険組合	大阪府
106	名古屋木材健康保険組合	愛知県
107	南都銀行健康保険組合	奈良県
108	日工健康保険組合	兵庫県
109	日産自動車健康保険組合	神奈川県
110	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
111	日清製粉健康保険組合	東京都
112	日鉄物産健康保険組合	東京都
113	日本道路健康保険組合	東京都
114	日本ハム健康保険組合	大阪府
115	野村健康保険組合	大阪府
116	野村証券健康保険組合	東京都
117	パイロット健康保険組合	東京都
118	パッケージ工業健康保険組合	東京都
119	万代健康保険組合	大阪府
120	バンテック健康保険組合	千葉県
121	東淀川健康保険組合	大阪府
122	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
123	福山通運健康保険組合	広島県
124	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
125	富士車輛健康保険組合	滋賀県
126	富士電機健康保険組合	東京都

127	プリマハム健康保険組合	東京都
128	プルデンシャル健康保険組合	東京都
129	平和堂健康保険組合	滋賀県
130	保土谷化学健康保険組合	東京都
131	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
132	前田道路健康保険組合	東京都
133	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
134	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
135	三井物産健康保険組合	東京都
136	ミツバ健康保険組合	群馬県
137	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
138	持田製薬健康保険組合	東京都
139	安川電機健康保険組合	福岡県
140	安田日本興亜健康保険組合	東京都
141	山崎製パン健康保険組合	東京都
142	やまと健康保険組合	東京都
143	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
144	吉野工業所健康保険組合	東京都
145	楽天健康保険組合	東京都
146	レナウングループ健康保険組合	東京都
147	ロイヤル健康保険組合	福岡県

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	岐阜県医師国民健康保険組合	岐阜県
2	岐阜県建設国民健康保険組合	岐阜県
3	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
4	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
5	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
6	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
7	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、令和2年10月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和2年7月豪雨について」>「健康・医療」>「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岐阜県]

中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市
岐阜県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

大牟田市、八女市(国保のみ)、久留米市(介護のみ)
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[熊本県]

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で**ご申告**いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[長野県]

長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[大分県]

大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(令和2年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鹿児島県]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**